

平成24年度

# 国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月に送付

●問合先 市役所国保年金課 国保G 内線1025104

## ◎普通徴収(納付書または口座振替による納付)

「平成24年度国民健康保険税納税通知書(納付書)」を、世帯主宛てに7月中旬に送付します。

納期限は、各納期の月の末日です(12月のみ25日(火)/末日が土・日曜日、祝日の場合は翌日)。各期の賦課額は年税額を納付回数で割った額であり、1か月分の額ではありません。

## ◎特別徴収(年金からの支払い)

年税額確定後に「仮徴収額」と「本徴収額」を記載した「税額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を世帯主宛てに7月中旬に送付します。なお、新たに該当となった場合は、「納付方法について」を送付します。また、非該当となった場合は、「中止通知書」を随時送付しますので、内容を確認してください。

納期	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H25 1月	2月
期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
賦課	本算定							

  

納期	4月	6月	8月	10月	12月	H25 2月
賦課	仮徴収			本徴収		

○特別徴収とは：年金の支払月(年6回・偶数月)ごとに、該当世帯の納税義務者(世帯主)が受給している年金から国保税を差し引き、納付する方法

・仮徴収の4・6・8月の税額は、平成24年2月の税額と同額を徴収  
・本徴収の税額は、国保税年税額から仮徴収額を差し引いた額を10・12月、平成25年2月の3回に分けて賦課

国保税の納税義務者は、世帯主です(地方税法第703条の4)。世帯主自身が国民健康保険に加入していない場合でも、家族の中に加入者がいれば、納付書は原則世帯主宛てに送付します。

**倒産・解雇・雇い止めなどにより失業した方は届出により国保税を軽減**

倒産・解雇などの事業主の都合により離職をした方(特定受給資格者)、雇い止めや雇用期間満了などにより離職をした方(特定理由離職者)の国保税が軽減されます。

▼**対象となる方** 雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者で、次の全ての要件を満たす方  
・平成21年3月31日以降に離職

・離職日の時点で65歳未満

○**特定受給資格者・特定理由離職者**とは：雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄または「離職年月日・理由」欄に次のコードが記載されている方  
・特定受給資格者：11、12、21、22、31、32  
・特定理由離職者：23、33、34

▼**軽減内容** 国保税の算定区分である所得割において、算定基礎として使用する前年の所得等については、失業者本人の前年の給与所得を100分の30とみなして計算

▼**軽減期間** 離職した日の翌日(翌年度末(会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退した場合、軽減は終了))

▼**申請方法** 「雇用保険受給資格者証」「社会保険資格喪失証明書」「認め印」を持参の上、国保年金課窓口で申請する  
※「雇用保険受給資格者証」がない場合は受付不可/既に国民健康保険に加入している場合、「社会保険資格喪失証明書」は不要

**国民健康保険税は納期限内に納めましょう**

①納期限を過ぎると、督促状が送付されます。

②それでも納付されない場合は、通常の被保険者証(保険証)の代わり

りに有効期限の短い保険証が交付されます。

③納期限から1年が経過するまでの間に納付されない場合、保険証を返還してもらい、保険証の代わりに資格証明書が交付されます。資格証明書で医療機関を受診した場合、医療機関の窓口で治療に要した費用全額を支払い、後日国保年金課への申請により保険給付分を払い戻します。

④納期限から1年6か月を過ぎると国保の給付(療養費・高額療養費・葬祭費等)が全部または一部差し止めとなります。

⑤②④の措置を受けても国保税を納付されない場合は、差し止められた国保の給付から滞納分が差し引かれます。

**国保に加入するとき、やめるときは届出を!**

次のようなときは、14日以内に国保年金課窓口へ届出が必要です。

◎**国保に加入するとき**  
・市外から転入したとき、子どもが生まれたとき(会社の健康保険に加入していない場合)

◎**国保をやめるとき**  
・市外へ転出するとき、または死亡したとき(会社の健康保険に加入していない場合)  
・会社の健康保険に加入したとき